

**建設機械の技術保持と補修
大規模修繕における建設機械の引渡しと受取り
一般要求**

1. 一般規定

- 1.1 本基準は、建設機械の引渡しと受取りの手順及び、大規模修繕の明細書に関する一般要求である。本基準は、建設業において統一的に採用するものとする。
建設業に使用する4輪車の大規模修繕後の引渡しと受取りは、交通運輸省の「大規模修繕における4輪車の受取りと明細書条例」に従うこと。
- 1.2 機械が大規模修繕に出す場合、機械の所有者と修繕者は本基準及びTCVN4201:1986、並びに現行の国の規定に従い契約を締結する。
- 1.3 機械の部品を交換する場合、修繕者はその機械の技術仕様を満たすよう、修繕・交換を行なう。修繕不可能な部品について修繕者が部品を交換する場合、機械の所有者との合意が必要である。

2. 機械の大規模修繕の実施条件

- 2.1 認可された計画通りに機械の大規模修繕を行うためには、TCVN4201:1986基準に従うこと。
- 2.2 機械が稼動しない状態でありながら大規模修繕の時期に至っていない場合は、大規模修繕を行う際に機械所有者と修繕者は機械の実態の確認書を交わす必要である。（付録1を参照）
- 2.3 機械が意図せず故障した場合、大規模修繕の際に機械故障確認書が必要である。（付録2を参照）。
- 事故で故障した機械を大規模修繕する際に、現状及び修繕者の能力に基づき、大規模修繕後に機械を受け取るか否かは修繕者が決定する。
- 2.4 機械所有者は、大規模修繕の実施前に機械の外側を清浄し、点検する。
- 2.5 大規模修繕を行う機械は、整合性があり部品が揃っていないなければならない。タイヤ付きの機械及び4輪車は、修繕場まで自走すること。
- 2.6 大規模修繕を行う機械の固定部品の不足分は、機械構造中の総部品の10%、機械の小型部品の不足については一定数量が認められる。

注：固定部品とは：ボルト、釘等

小型部品とは：水タンクの蓋、燃料タンクの蓋、

- 2.7 機械の使用説明書を大規模修繕の際に提供する。
- 2.8 修繕者は、機械所有者が本基準2.3条、2.5条、2.7条を遵守しない場合、機械の修繕を断ることができる。
- 2.9 製造メーカーの説明資料以外の故障した基本部品、または事故により故障した場合、大規模修繕後の機械を受け取るか否かは、機械所有者と修繕者の合意による。

3. 機械の受取り手順と大規模修繕実施の明細書

- 3.1 大規模修繕を行う際、機械所有者は以下の資料を提供する：機械の経歴及び使用説明書；
- ・大規模修繕を行うための運転中止前の状況確認書；

- ・事故があった場合、機械故障の確認書；
- 3.2. 機械の大規模修繕に受ける際、修繕者は下記の作業を行なう：
- ・機械の外側の検査と確認；
 - ・第 3.1 条に規定された資料及び、機械の履歴書の確認
- 3.3. 大規模修繕を行う場合、機械所有者と修繕者は受取り確認書を作成する。

4. 大規模修繕後の機械の条件とその明細書

- 4.1. 大規模修繕後の機械とその明細書は、使用説明書の規定に基づき、機械別の経済的・技術的指標を満たさなければならない。
- 4.2. 修繕者による補修と交換は、メーカーの当初の構造と異なるものであってはならない。ただし、関連機関の承認がある場合を除く。
当初の機械構造や明細書とは異なる変更があった場合は機械の経歴に記入し、使用・技術保持及び修繕説明書が必要である。
- 4.3. 修繕者は、機械の経歴書に交換または補修した基本部品と主要部品の技術規格について記入する。
- 4.4. 修繕後、機械別の説明資料に基づき試験運転を行なう。
修繕者は引渡し前の検査を行い、その結果を機械経歴書に記入する。
- 4.5. 修繕者は、修繕後の機械に機械種別に定められた十分な量の燃料・オイルを投入する。
- 4.6. 大規模修繕後の機械とその明細書は、道路、鉄道、船で運び、機械所有者は燃料及び潤滑油を全部取り除き、「オイルなし」と機械及びその明細書に記入する。
- 4.7. 修繕後の機械とその明細書は、修繕者が基準に従い保管する。

5. 大規模修繕後の機械引渡しとその明細書

- 5.1. 大規模修繕後の機械引渡しにおいて、修繕者は引渡しの議事録を作成する。
- 5.2. 機械を引渡しする前に、修繕者は本基準第 4.3 条の規定以外に以下について機械の経歴書に記入する：
- ・修繕者の名称；
 - ・大規模修繕を行う機械名と登録番号；
 - ・修繕期間
- 5.3. 機械を引渡しする際、機械所有者は以下を行なう：
- ・技術説明書、機械経歴、機械及びその明細書の引渡し前検査の議事録を確認する；
 - ・機械の外側の状況の確認。機械所有者が修繕された機械について技術基準または合意した契約条項に満たないと判断した場合、修繕者は引き続き修繕を行う
 - ・大規模修繕後の機械検査と引渡し議事録に署名する

6. 大規模修繕後の機械保証

- 6.1. 機械修繕者は、大規模修繕後の技術基準に規定された品質を保証する。
- 6.2. 機械修繕者は、機械保証期間中及び機械引渡し議事録の保証期間中は保証する。
- 6.3. 機械保証期間は、大規模修繕後に機械所有者が機械を受け取る時点から計算する。
- 6.4. 機械稼働期間の保証期間は、大規模修繕後に機械が再稼働を始めた時点から計算し、TCVN4204:1986 基準に従うものとする。
- 6.5. 保証期間中、仮に機械所有者による大規模修繕後の機械稼働が、大規模修繕後の稼働基準に従わないため故障した場合は、機械修繕者は再修繕の責任を負わない。機械保証期間は修繕のための機械停止期間相当分が延長される。

付録 1

省(省と相当レベル機関).....
修理工場.....

ベトナム社会主義共和国
独立・自由・幸福

.....年.....月.....日

大規模修繕後の引渡しの際の機械状況検査記録書

機械名 (全体) 、記号 :
製造国 :
機械登録番号 :
エンジン番号 : フレーム番号 :
機械を管理 (所有) する機関名 :
修理工場名 :
機械受渡年月日 :
定期若しくはスポットの修理 :
前回の大規模修繕 (新しい機械の場合は利用開始) 時点からの運転時間 :
.....
機械の保証期限 :
I. 機械の状態 :
エンジン :
伝達連動システム :
トラベルシステム :
機械制御システム :
電器 :
フレーム / キャビン :
その他 :
II. 検査技術者の意見 :
III. 結論 :

機械操作者 機械検査者 機械所有者 機械修理者

(氏名、役職) (氏名、役職) (氏名、役職) (氏名、役職)

付録 2

省(省と相当レベル機関).....
機械管理機関.....

ベトナム社会主義共和国
独立・自由・幸福

.....年.....月.....日

機械故障記録書

- 1.各メンバー：.....
- 技術検査委員会の会長（機械管理会社の社長または副社長）：.....
- 各委員会議員：.....
- 機械管理部署の部長または副部長：.....
- 機械管理機関の保守部署の部長若しくは副部長：.....
- 機械操作側の社員：.....
- 機械を直接管理する責任者または副責任者：.....
- 故障機械を操作した社員がいるか：.....
- 2. 機械の状態：
- 機械名及び記号：.....
- 機械登録番号：.....
- 製造国：.....
- 利用開始時点（新規機械または大修理後の機械）：.....
- 故障迄の利用時間：.....
- 故障が発生した時点と場所：.....
- 故障内容：.....
- 原因：.....
- 技術検査委員会の結論：.....

署名

(技術検査委員会の各メンバーの氏名と役職を明記の上、署名)